

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年(2014 年)4 月

令和 3 年(2021 年)12 月改訂

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法第2条）となっている。

<箕面市いじめ防止基本方針>

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

また、障害特性を有する児童生徒や自信の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にも関わらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

箕面市立第四中学校

I いじめ問題についての基本認識

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

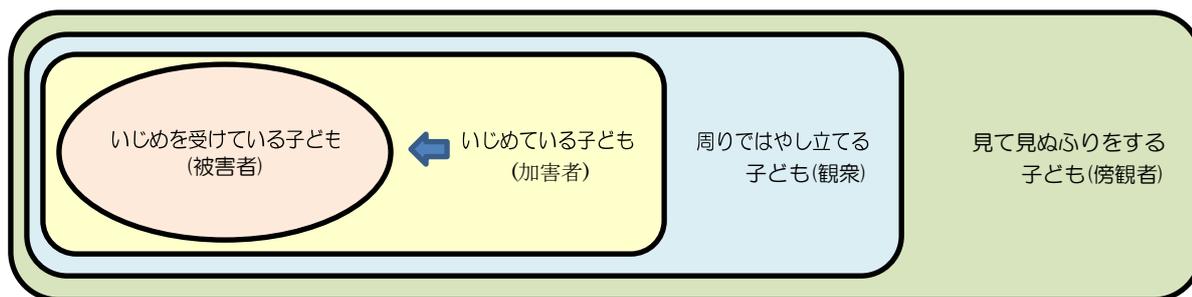
○いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの特徴

○いじめの四層構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切になる。

○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかと不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

○いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

II いじめの未然防止のために

1 いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性—いじめを許さない子どもを育てる—

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが重要である。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方に転換する。すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが重要である。
- ・いじめが起きにくくするために力を尽くすという考え方で、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策も考える。

2 いじめの未然防止に向けての手だて

- 学級経営を充実させる
 - ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
 - ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
 - ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。←「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導をする。
 - ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
 - ・児童生徒の実態を生徒相談アンケートやステップアップ調査（i-check）や欠席・遅刻・早退の日数等を活用して把握する。
 - ・担任として、自らの学級経営の在り方を学期に1回、見つめ直し、見直しをもってすすめる。
- 授業中における生徒指導の充実
 - ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- 道徳
 - ・いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
 - ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実を努める。
- 学級活動
 - ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
 - ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
 - ・構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。
- 学校行事
 - ・達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- 生徒会活動
 - ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。（実践例）
 - ・生徒会による「いじめ防止」アピールやキャンペーンの取組
- 教職員研修の充実
 - ・年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめについての共通理解を図る。

Ⅲ いじめの早期発見について

1 いじめを発見する手だて

○教師と子どもとの交流をとおした発見

- ・生徒相談週間だけでなく、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃注意深く子どもの様子を把握する。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を変える、子どものトイレを利用したりするなど、意外な場面で子どもの様子を観察する。
- ・養護教諭や学校図書館司書等の観察をもとに、保健室や図書室での様子も把握する。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を行う。
- ・校内いじめ対策委員会を常設し、複数の教師の目線で、いじめの未然防止や早期解決に向けた取り組みを確認し、いじめの兆候となる子どもの情報を共有する。

○アンケート調査

- ・生活相談週間での生活アンケート、ステップアップ調査のi-checkやいじめアンケート等の調査に取り組む。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、分析にはスクールカウンセラーや外部の専門的な立場からの助言を得るようにする。

○教育相談をとおした把握

- ・学校全体として1学期ごとに1週間程度の生活相談週間を設け、担任が子ども一人ひとりの話を聞けるようにする。
- ・子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。
- ・相談の内容についてスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

2 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもみられる。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も重要視する。

3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

学校だよりやポスター等を通して

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
- ・生徒指導担当や養護教諭等カウンセリングを専門的に学んだ職員がいることを周知する。

- 関係機関（教育相談室や青少年指導センター、箕面警察や池田少年サポートセンター等の機関）へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
- ・相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

○匿名による訴えへの対応

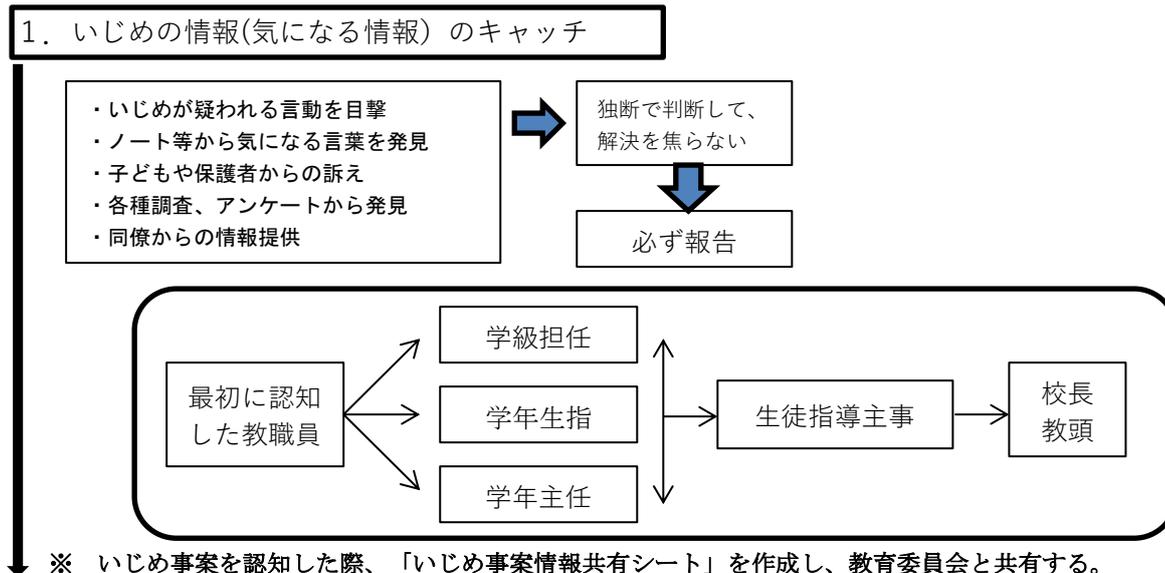
- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝える。

4 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

IV いじめの発見から解決まで

1 発見から指導、組織的対応の展開



2. 校内いじめ対策委員会チームの編成

校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動顧問等
* 事案に応じて、柔軟に編成する。

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・事実確認や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者からの事実確認と支援担当・加害者からの事実確認と指導担当
 - ・周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- (1) 事実の究明
いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴き取りは、被害者、加害者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)に行う。

<事実確認の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事実確認は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴き取りをすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴き取りを終えた後、当該生徒を自宅まで送り届けることを基本とし、教師が保護者に直接事実報告、状況説明を行い、保護者との連携をとる。

※ 聴き取りの際には、日付や記録者名を記載した記録や対応の記録を残し、「いじめ事案情報共有シート」を作成し、教育委員会と共有する。また、これらの記録は10年間保存する。

5. いじめの被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への指導

(1) 被害生徒への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、今後の対人関係についても具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。

【経過観察】

- 生活(個人)ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者生徒への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活(個人)ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

2 保護者との連携

(1) 被害生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問や電話対応により学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(2) 加害生徒の保護者との連携

- ・ 学校での聴き取り後は、子どもを送り届けながら家庭訪問をし、その場で子どもに事実の確認を行う。場合によっては、電話連絡により、事実を経過とともに丁寧に伝える。
- ・ 相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実と齟齬があり、事実関係に時間がかかる場合、丁寧な説明で伝え、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

3 関係機関との連携

- ・ 教育委員会、警察、子ども家庭センター、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの認知、状況を報告する ・ 対応方針について連絡、相談、報告する 	教育委員会 児童生徒指導室
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導方針や解決方法について相談したい ・ 子どもや保護者への対応方法を相談したい 	教育委員会 児童生徒指導室 青少年指導センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している 	箕面警察 池田少年サポートセンター
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である 	教育委員会 児童生徒指導室(教育相談) 池田子ども家庭センター

4 いじめ重大事態への対応について

いじめの重大事態とは、以下の(1)～(3)となる場合をいい、

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 不登校の定義(文部科学省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から「『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいは、したくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。」)

(3) その他の場合

- ・生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

上記のいじめの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施し、マスコミ対応も考えられるため、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

5 いじめ事案の解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が3か月を目安として継続していること。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、本人との面談や保護者連絡等を通じて、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

いじめの事案の解消後も、被害生徒、加害生徒ともに、見守りを続けていき、いじめの継続がないかを確認していく。

V ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめへの対応に関する基本理念

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- 子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、まず記録を残し、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

2 ネット上のいじめについて

- パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をSNS上やインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メッセージを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

＜特殊性による危険＞

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間。場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

3 未然防止

- 教科の時間や総合の時間を利用して情報モラルの指導を行う。
- 管理者である保護者にも保護者会等を利用して、ネットの危険性を理解してもらう。
- 家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

- 掲示板等を含めインターネットを利用する際には利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることが、インターネットのリスクを回避することにつながる。
- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、トラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 掲示板等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えること。

②保護者会等で伝えたいこと

＜管理者としての観点から＞

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

＜未然防止の観点から＞

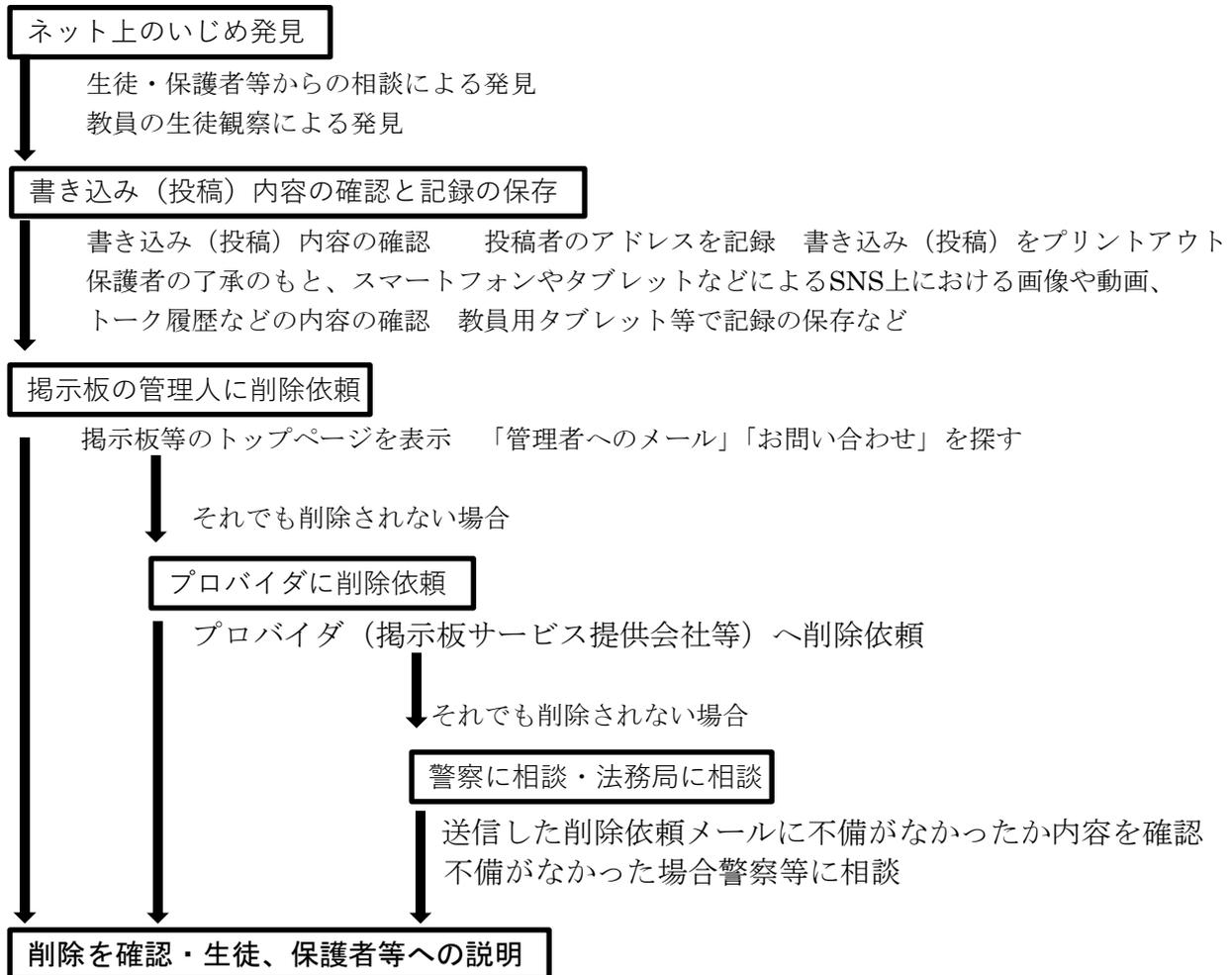
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

4 発見時の対応

① ネット上の書き込みや画像等への対応



② 被害生徒への対応

—被害生徒を守り通すという意思一致のもとで以下を実施していく。

- きめ細やかな相談。スクールカウンセラーとも連携する。
- 被害生徒の立場に寄り添った支援として、きまった型にあてはめたものでなく、柔軟な対応を心掛ける。

③ 加害生徒への対応

V-3-①「情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント」の再指導

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

とともに次の配慮が必要

加害生徒自身がいじめの仕返しとして、掲示板やSNS上に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害生徒からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要

なお、本方針については、年度はじめに教職員で共有し、第四中学校のHP上にアップし、保護者及び地域に周知する。